

## 低圧太陽光発電における電力受給用電力量計等単価表

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱〔低圧〕」（以下「要綱」といいます。）の「10 工事費の負担」における電力量計等の単価については、以下のとおりとします。

### 1 対象

低圧太陽光発電の新設及び増減設等に伴い、電力受給用電力量計の取付、取替を当社で実施する場合で、発電設備出力が 10kW 未満の場合（ただし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」第 8 条で定める「複数太陽光発電設備設置事業」を営む発電者の場合を除きます。）

発電設備出力が 10kW 以上の場合、または、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」第 8 条で定める「複数太陽光発電設備設置事業」を営む発電者の場合は、実費を申受けます。

### 2 単価

	平成 26 年 3 月 31 日までに 受給開始する場合		平成 26 年 4 月 1 日以降に 受給開始する場合	
	取付	取替	取付	取替
単相 3 線式	14,800 円	15,000 円	15,200 円	15,500 円
三相 3 線式	16,400 円	16,700 円	16,900 円	17,100 円

単相 2 線式の場合は、実費を申受けます。

金額は消費税込み。上記以外に、引込線張替えや変圧器出力電圧の変更工事等、連系に必要な措置に対する費用が発生する場合があります。

### 3 実施日

この単価表は、平成 26 年 1 月 15 日から実施いたします。

### 4 単価表の変更

本表については、あらかじめ実施日を定めて変更することがあります。

この場合、その変更の実施期日以降の取り扱いは、変更後の「低圧太陽光発電における電力受給用電力量計等単価表」によります。